

門真市立図書館保安警備業務及び新橋市営住宅 2 期設備警報監視業務委託 仕様書

この仕様書は、門真市立図書館（以下「図書館」という。）の施設、設備等財産の警備及び新橋市営住宅 2 期の設備監視業務を自動警報装置（以下「機械警備」という。）を用いて行ううえでの必要な実施事項について定めるものとする。

・門真市立図書館（機械警備）

1 警備方法について

(1)機械警備においては、自動警報装置設置位置図（別紙 1）に新たに装置を設置し、当該装置より感知された異常発生（火災、盗難、不審者侵入等）を、電話回線を通じて受注者の監視センター（以下「監視センター」という。）において自動的に受信できる装置を設置すること。また、当該装置の正常作動を監視センターにおいても確認出来るようにしておくこと。

(2)受注者は警備時間中に当該装置の作動が不能になった場合は、速やかに代替警備対策を講ずるものとする。

(3)受注者は、防犯カメラシステム設置位置図（別紙 2）に防犯カメラシステム設置仕様書（別紙 3）に基づいた防犯カメラシステムを設置し、監視状況を事務所において確認できるようにしておくこと。録画データは、発注者の所有とし、発注者が指示した場合及び契約期間満了又は契約の解除等となった場合に、録画データを発注者の DVD 等へ提供するものとする。

2 警備時間について

(1)図書館の職員の勤務しない日及び時間帯とする。ただし、警報装置の作動開始時から解除時までとする。

(2)(1)で定める時間について、使用状況等により変更する必要がある場合は、図書館は受注者に事前に連絡をとり警備時間を変更することができる。

3 業務内容について

機械警備時間中における職員の入館については、緊急やむを得ない場合のみ次の要領で行う。

ア 入館する職員は、監視センターに電話等で氏名、所属、要件等を告げ警備中断の申し入れをなすこと。

イ 監視センターは、警備解除の申し入れがあれば警備解除のため必要な措置を講ずるとともに、退館後も速やかに警備管理状態に復するものとする。

4 緊急事態発生の処置について

火災等緊急事態が発生したときは、監視センターは臨機の措置をとり、関係機関へ通報すると同時に図書館長もしくは施設管理者に急報するものとする。

5 鍵の預託について

警備実施に必要な鍵等は、発注者、受注者相互に預託するものとし、預託された鍵は厳重な取扱と保管をなすものとする。鍵は 10 セット以内であれば、受注者の求めに応じ提供すること。

6 返却図書を取り入れ

職員の出勤がない祝日には、図書返却口の図書を 1 日 1 回、午後 2 時前後に指定された場所へ移動すること。ただし、図書館の状況により、時間等に変更が生じる場合は協議に応じること。

・都市政策課（新橋市営住宅 2 期設備警報監視業務）

1 警備方法について

自動監視システムを当該施設に設置し、また、監視センターにおいて自動的に受診する遠隔監視警報装置を設置するものとする。異常警報があった場合、市職員の勤務時間外は、急遽パトロール隊を出勤させ臨機の処理にあたるものとし、市職員の勤務時間中においては、市役所都市政策課へ連絡するものとする。

2 監視時間について

毎日 24 時間とする。

3 監視内容

- 1) 貯水槽異常
- 2) 漏電異常
- 3) 自動火災報知機異常

4 異常事態発生の処置について

1) 貯水槽、漏電異常

現場に急行したパトロール隊は臨機の処置をとるとともに監視センターへ報告し、監視センターより関係者に連絡するものとする。

2) 火災警報の場合

監視センターは、パトロール隊を現場に急行させ臨機の処置をあたらせるとともに、住宅の責任者に報告するものとする。

・その他

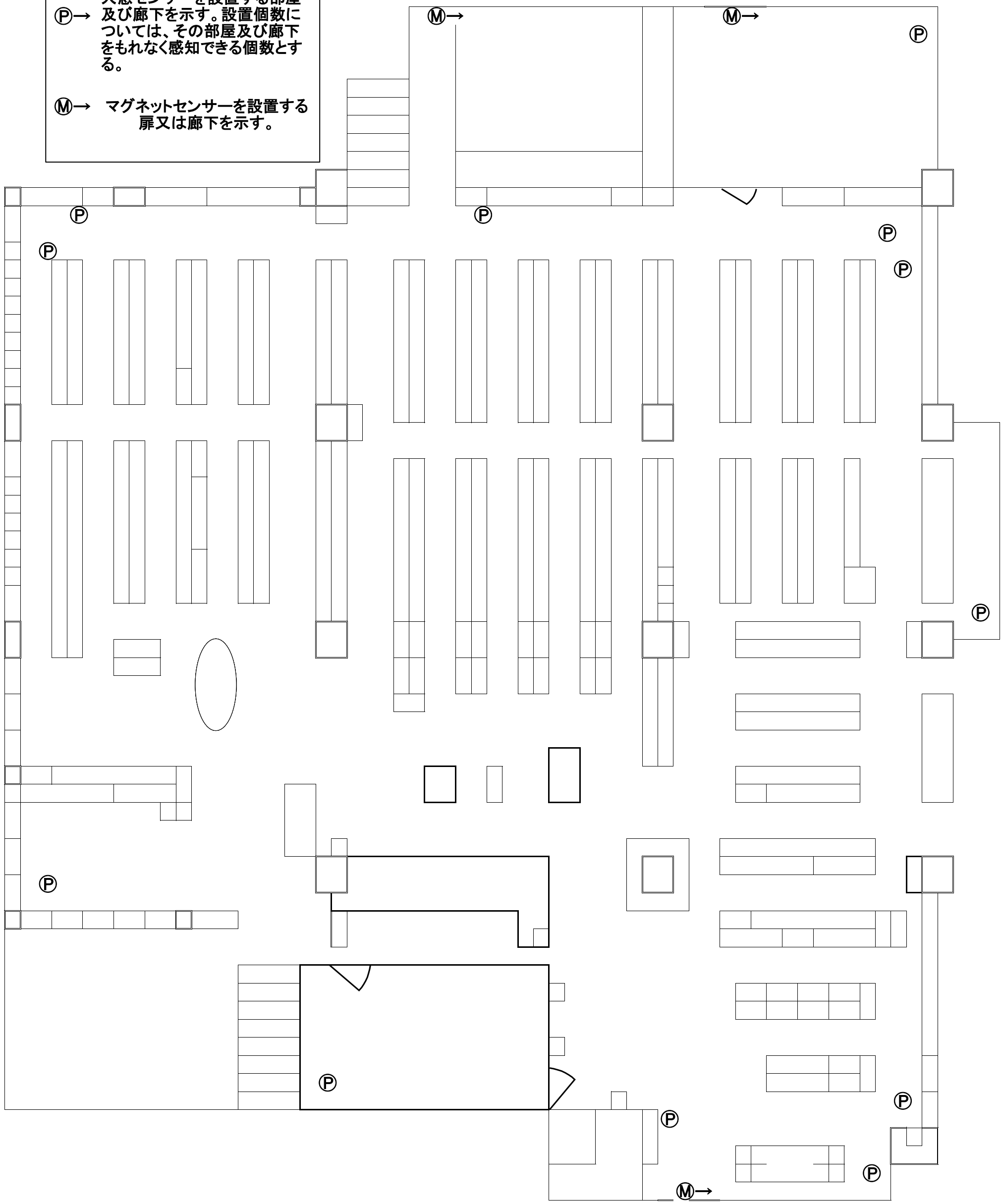
1 支払条件 毎月払

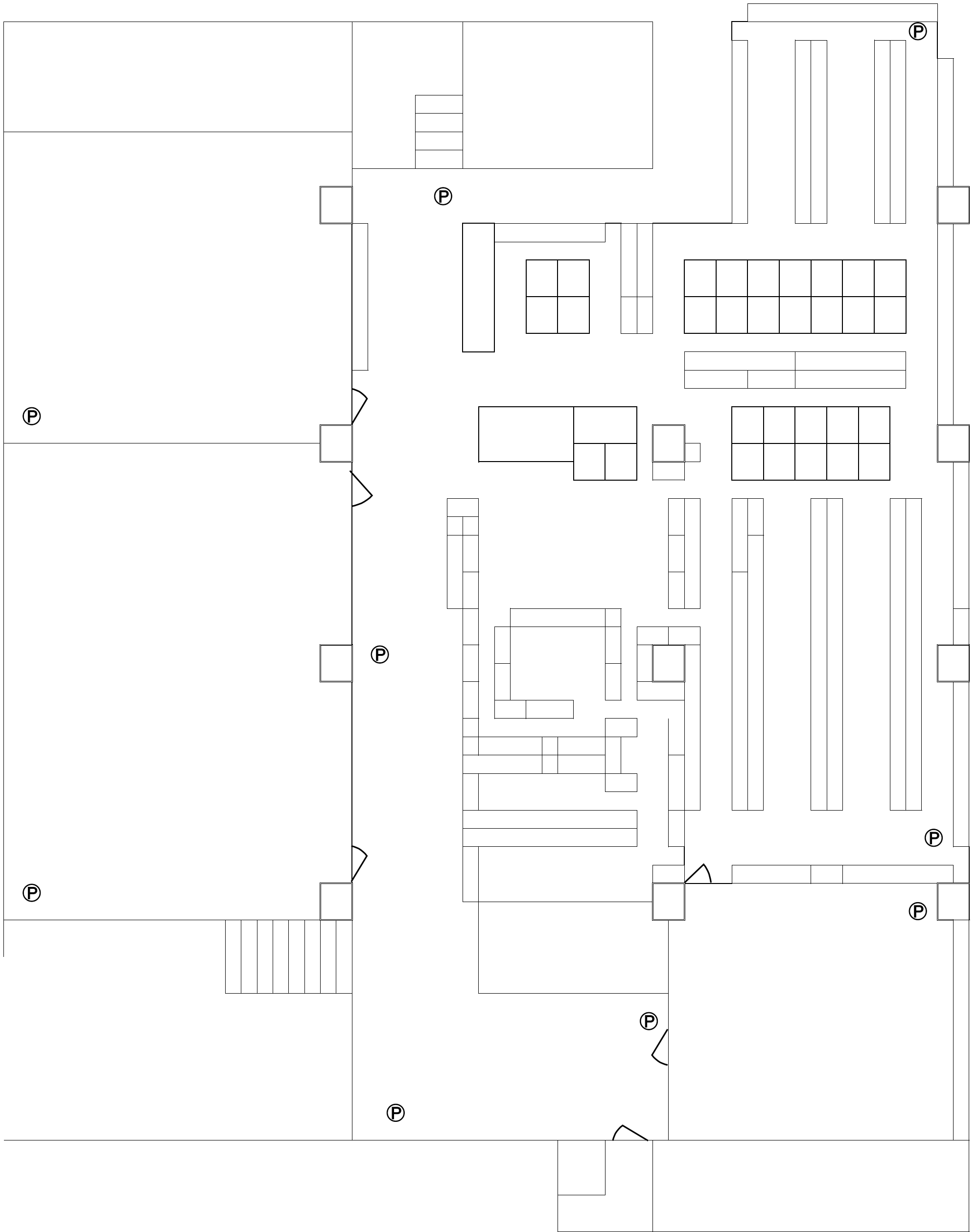
2 秘密の保持及び個人情報の保護

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 3 契約期間満了又は契約の解除等となった場合は、警備用装置類は受注者において撤去し、原状に復するものとし、これに係る費用は受注者の負担とする。
- 4 本仕様書に疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、実施すること。

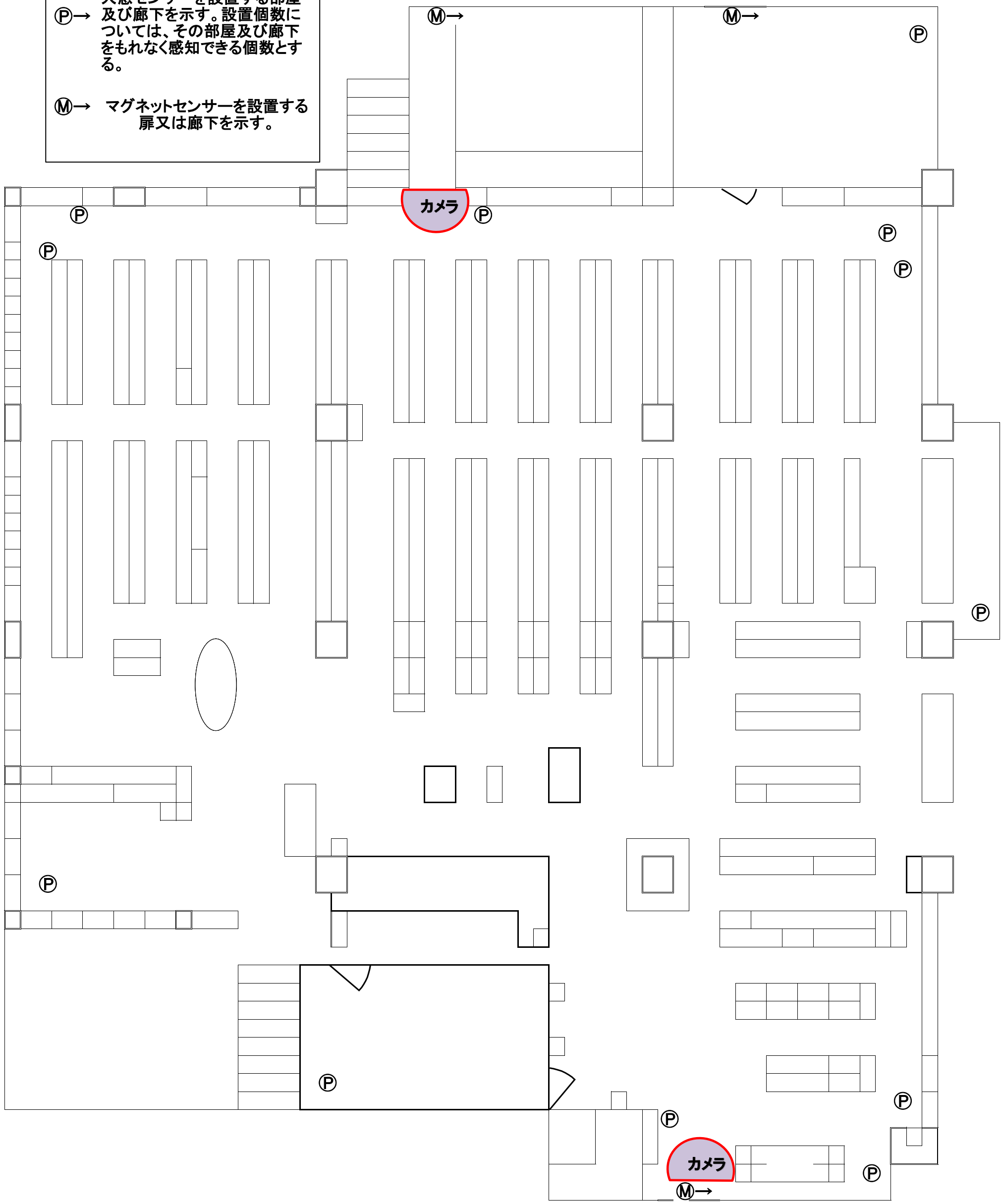
(P)→ 人感センサーを設置する部屋
 及び廊下を示す。設置個数に
 ついては、その部屋及び廊下
 をもれなく感知できる個数とす
 る。
 (M)→ マグネットセンサーを設置する
 扉又は廊下を示す。

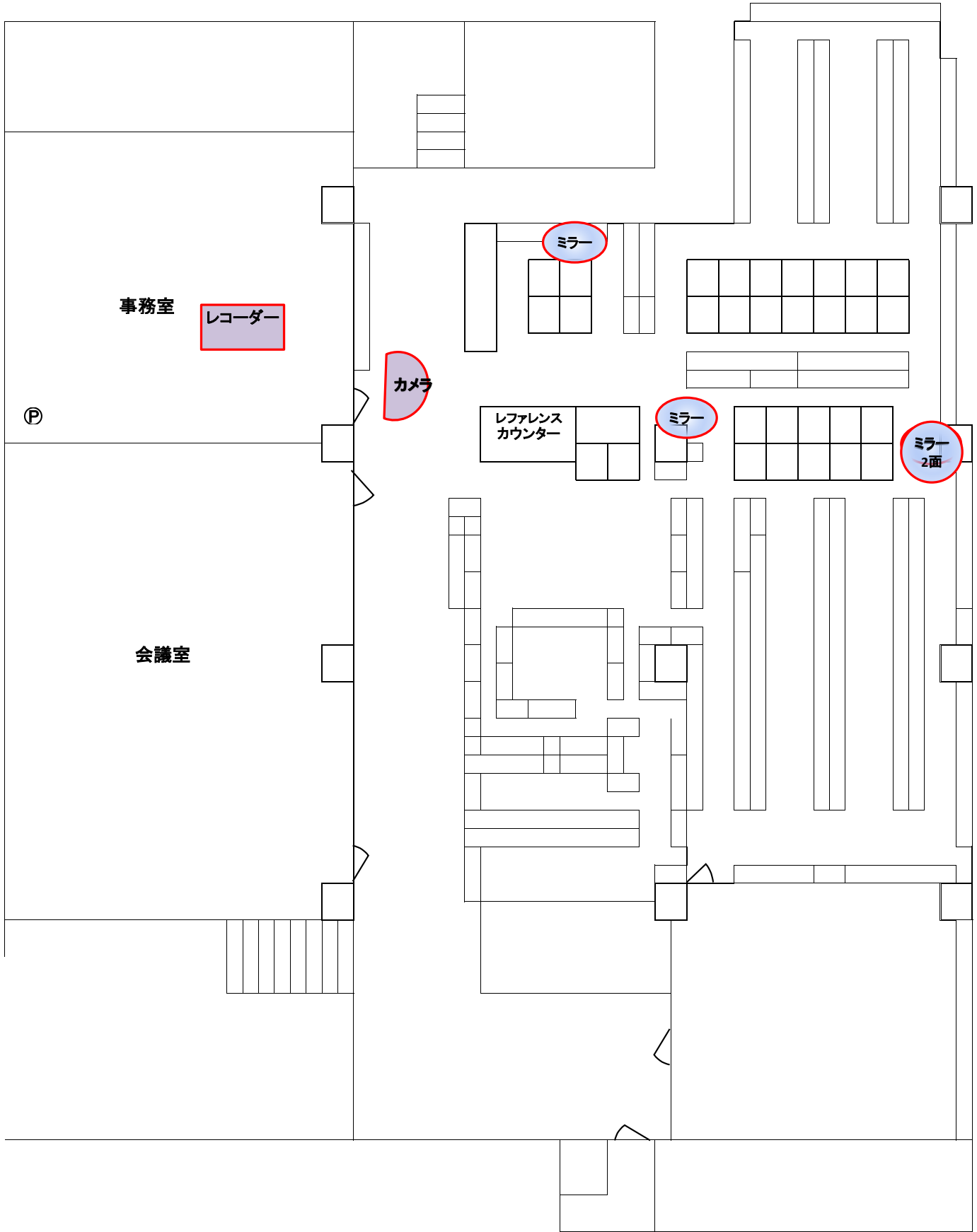




2 階

(P)→ 人感センサーを設置する部屋及び廊下を示す。設置個数については、その部屋及び廊下をもれなく感知できる個数とする。
 (M)→ マグネットセンサーを設置する扉又は廊下を示す。





防犯カメラシステム設置仕様書

1. 件名 防犯カメラシステム設置
2. 設置場所 門真市新橋町 3-4-101 号 門真市立図書館
3. 設置期限 令和 6 年 5 月 31 日までとする。

なお、施工開始日は落札後契約時協議とする。

4. 設置概要

設置は、日中作業とし午前 9 時から午後 5 時までの作業とし、停電時を伴う作業は事前に協議のうえ、日程を調整し、門真市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に支障がきたさないよう配慮すること。

設置完了後、メンテナンスが行え、メーカー等から部品調達ができ修理が行える仕様とし、詳細は下記のとおりとする。

- (1) 防犯カメラシステムの数量・基準

| | | |
|------|-----------|-----|
| 設置数量 | 防犯カメラ | 3 台 |
| | デジタルレコーダー | 1 台 |
| | 液晶モニター | 1 台 |

機種については下記の基準を満たすものとして、すべて新品とする。

- ① 防犯カメラ

- ・有効画素数：200 万画素以上
- ・撮影可能角度：水平 103 度×垂直 53 度程度の設定が可能であること

- ② デジタルレコーダー

- ・HDD：2TB
- ・1 枚/秒程度の撮影で 2 週間以上の録画が可能であること
- ・DVD 等へのバックアップが可能であること
- ・録画解像度：1920×1080

- ③ 液晶モニター

- ・液晶カラーモニター
- ・サイズ 19 インチ以上

- (2) 設置位置

防犯カメラシステム設置位置図を参照する。

- (3) その他の設置

設置に伴うすべて（監視システムの設置・運用に必要な接続コード類、機器の搬入、据付、調整、ソフトウェア及び周辺機器等のドライバインストール等、機器の設置・設定に係る必要なすべての部材、作業及び手続等に必要な機材）の関連一式。

原則、隠ぺい配線とし、やむを得ず露出配線を要する場合は事前に図書館担当者と

協議の上で施工する。

(4) 保証

保証期間は、門真市立図書館保安警備業務委託及び新橋市営住宅2期設備警報監視業務委託期間と同じとする。

5. 安全対策

(1) 設置施工管理体制

設置施工に際して事前に、図書館担当者及び受注者との立入区域、施工期間、施工内容、緊急時の連絡体制を協議すること。

(2) 緊急時の連絡と対処

事故発生時の緊急事態が発生した場合には、応急措置を実施するとともに予め図書館担当者が指示した連絡先に速やかに連絡すること。また、事故等の内容を記載した報告書を図書館担当者に報告するとともに苦情、事故等の処理は受注者が責任をもって対処すること。

6. 工程上の制限・注意事項

(1) 図書館運営に支障のないよう、設置担当者と工程等を計画し、発注者の承認を得た後施工に着手する。

(2) 設置をしていくうえで図書館利用者に支障がないよう、工程を組むこととする。

(3) 防犯カメラについては、取付場所及び画角調整を図書館担当者と協議し、承認を受け設置する。

(4) 設計書等に記載がなくても、設置施工上必要とされるものはすべて設置に含むこととする。

(5) 現場は常に清潔に保ち、材料等を散らかさない。

(6) 火気等を使用する場合は図書館担当者に事前に承認を得ることとする。

(7) 設置作業終了時には、整理整頓・現場周辺等の清掃を行うものとする。

(8) 設置をしていく上で労働基準法及び関係法令等を遵守するとともに、知り得た個人情報を含めた情報の漏えい防止に対して万全を期すこと。

(9) 業務上使用する用水、電力等については必要最小限にとどめるよう努力すること。

(10) 設置作業完了後は、図書館担当者と設置場所の確認を実施し、取扱い説明をおこなうこと。

7. 協議

この仕様書に規定するもののほか、業務内容に疑義が生じたときは図書館担当者と協議をして決定すること。